

本邦において保険収載されているレーザー歯科治療等

1. レーザー照射により無痛的にう蝕歯即時充填形成を行った場合、う蝕歯無痛的窩洞形成加算として 40 点を所定点数に加算する（平成 20 年）
2. 歯肉剥離搔爬手術時又は歯周組織再生誘導手術において、レーザー照射により当該手術対象歯の歯石除去等を行った場合は、手術時歯根面レーザー応用加算として **60 点**を所定の点数に加算する（平成 22 年）
3. 再発性アフタ性口内炎の小アフタ型病変にレーザー照射を行った場合は、口腔粘膜処置として **30 点**を算定する（平成 30 年）
4. 顎口腔に領域に生じた血管腫・血管奇形に対してレーザー照射を行った場合に、一連につき 1 回限り口腔粘膜血管腫凝固術として **2000 点**を算定する（平成 30 年）
5. 歯肉、歯槽部腫瘍等の軟組織摘出術にレーザーを使用した時に、手術の範囲により ①**50 点** ②**100 点** ③**200 点**のレーザー機器加算をする（平成 30 年）
6. エナメル質初期う蝕管理加算 260 点の算定の際、2 回目以降の算定に必要であったカラー写真撮影に代えて、光学式う蝕検出装置（ダイアグノデントペン）の測定結果を記載することで算定可能になった（平成 30 年）

(注)レーザーを用いた保険診療をするには施設基準を満たしている必要があります。